

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公開番号】特開2018-157277(P2018-157277A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-50380(P2017-50380)

【国際特許分類】

H 04 N	21/436	(2011.01)
H 04 N	21/4788	(2011.01)
G 10 K	15/02	(2006.01)
G 06 F	3/16	(2006.01)
G 06 F	3/14	(2006.01)
G 06 F	13/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	21/436	
H 04 N	21/4788	
G 10 K	15/02	
G 06 F	3/16	5 3 0
G 06 F	3/16	5 4 0
G 06 F	3/14	4 0 0
G 06 F	13/00	6 5 0 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月13日(2020.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信装置であつて、

前記通信装置が表示している画面の画面データあるいは再生している音声の音声データとの少なくとも一方を他の通信装置に送信する第1の送信手段と、

外部装置が有するコンテンツの関連情報を前記他の通信装置に送信する第2の送信手段と、

前記第1の送信手段によって前記他の通信装置に前記画面データあるいは前記音声データの少なくとも一方を送信している際に前記第2の送信手段によって前記関連情報を送信した場合、前記第1の送信手段による送信を停止する停止手段と、

前記第2の送信手段によって前記関連情報を送信した場合に、前記関連情報に基づいて前記他の通信装置において行われる前記コンテンツの再生処理に関する状態の情報を前記他の通信装置から受信する受信手段と、

前記受信手段によって前記情報をとして前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報を受信した場合、前記停止手段によって停止した前記第1の送信手段による送信を開するように制御する制御手段と、

を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記コンテンツの関連情報は、前記コンテンツの識別子であることを特徴とする請求項

1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記受信手段により前記情報として前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報を受信した場合に前記第1の送信手段による送信を再開するか否かを選択するユーザ操作を受け付ける受付手段をさらに有し、

前記制御手段は、前記受付手段によって前記第1の送信手段による送信を再開することを選択するユーザ操作を受け付けた場合は、前記第1の送信手段による送信を再開するように制御し、前記受付手段によって前記第1の送信手段による送信を再開しないことを選択するユーザ操作を受け付けた場合は、前記第1の送信手段による送信を再開しないように制御することを特徴とする請求項1又は2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記他の通信装置との無線通信を切断する切断手段をさらに有し、

前記制御手段は、前記受付手段によって前記第1の送信手段による送信を再開しないことを選択するユーザ操作を受け付けた場合は、前記切断手段によって前記他の通信装置との前記無線通信を切断するように制御することを特徴とする請求項3に記載の通信装置。

【請求項5】

前記第2の送信手段は、前記第1の受信手段によって前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報を受信した場合、前記他の通信装置の前記外部装置からの前記コンテンツの受信を終了させるための終了要求を送信することを特徴とする請求項1から4の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項6】

前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報とは、前記他の通信装置が前記コンテンツの再生の終了を指示するユーザ操作を受け付けたことを示す情報であることを特徴とする請求項1から5の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項7】

前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報とは、前記他の通信装置において前記コンテンツが終端まで再生されたことを示す情報であることを特徴とする請求項1から5の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項8】

前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報とは、前記他の通信装置において前記コンテンツの受信エラーが発生したことを示す情報であることを特徴とする請求項1から5の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項9】

前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報とは、前記他の通信装置において前記コンテンツの再生エラーが発生したことを示す情報であることを特徴とする請求項1から5の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項10】

前記受信手段により受信した前記情報を基づく表示を行うように制御する表示制御手段をさらに有することを特徴とする請求項1から9の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項11】

前記通信装置は、前記他の通信装置とWi-Fi P2P接続を確立することを特徴とする請求項1から10の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項12】

前記通信装置は、前記他の通信装置とWi-Fi Displayセッションを確立することを特徴とする請求項1から11の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項13】

前記通信装置は、前記他の通信装置とIEEE802.11シリーズ規格に準拠した通信を行うことを特徴とする請求項1から12の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項14】

前記第一の送信手段は、Wi-Fi Miracast規格に準拠して、前記画面デー

タあるいは前記音声データの少なくとも一方を送信することを特徴とする請求項1から13の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項 1 5】

通信装置の制御方法であって、

前記通信装置が表示している画面の画面データあるいは再生している音声の音声データとの少なくとも一方を他の通信装置に送信する第1の送信工程と、

外部装置が有するコンテンツの関連情報を前記他の通信装置に送信する第2の送信工程と、

前記第1の送信工程において前記他の通信装置に前記画面データあるいは前記音声データの少なくとも一方を送信している際に前記第2の送信工程において前記関連情報を送信した場合、前記第1の送信工程による送信を停止する停止工程と、

前記第2の送信工程において前記関連情報を送信した場合に、前記関連情報に基づいて前記他の通信装置において行われる前記コンテンツの再生処理に関する状態の情報を前記他の通信装置から受信する受信工程と、

前記受信工程において前記情報として前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報を受信した場合、前記停止手段によって停止した前記第1の送信工程における送信を再開するように制御する制御工程と、
を有することを特徴とする制御方法。

【請求項 1 6】

コンピュータを請求項1から14の何れか一項に記載の通信装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため、本発明の通信装置は、前記通信装置が表示している画面の画面データあるいは再生している音声の音声データとの少なくとも一方を他の通信装置に送信する第1の送信手段と、外部装置が有するコンテンツの関連情報を前記他の通信装置に送信する第2の送信手段と、前記第1の送信手段によって前記他の通信装置に前記画面データあるいは前記音声データの少なくとも一方を送信している際に前記第2の送信手段によって前記関連情報を送信した場合、前記第1の送信手段による送信を停止する停止手段と、前記第2の送信手段によって前記関連情報を送信した場合に、前記関連情報に基づいて前記他の通信装置において行われる前記コンテンツの再生処理に関する状態の情報を前記他の通信装置から受信する受信手段と、前記受信手段によって前記情報として前記コンテンツの再生処理が終了したことを示す情報を受信した場合、前記停止手段によって停止した前記第1の送信手段による送信を再開するように制御する制御手段と、を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】